日中一時支援事業モデル契約書

　○○○○（以下、「利用者」といいます。）と□□□□（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う日中一時支援について、次のとおり契約します。

第１条（契約の目的）

　　事業者は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨にしたがって、障害児（者）の家族の就労支援及び障害児（者）を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障害児（者）の日中における活動の場を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間）

　１　この契約の契約期間は、　　　　年　　月　　日から利用者の日中一時支援支給決定期間満了日までとします。

　２　契約満了日の○日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の日中一時支援支給決定期間終了後に改めて利用決定された場合、契約は更新されるものとします。

第３条（日中一時支援サービスの内容）

１　事業者は、利用者の希望を踏まえて、サービス内容・所要時間等を利用者及びその家族と打ち合わせします。

２　利用者が利用できるサービスの内容は、「契約書別紙」のとおりです。事業者は「契約書別紙」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

第４条（日中一時支援支給申請に係る援助）

　　事業者は、利用者が日中一時支援支給期間終了に伴う日中一時支援支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第５条（サービス提供の記録）

　１　事業者は、毎回のサービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。

２　事業者は、日中一時支援の提供に関する諸記録を作成し、契約終了後５年間保存します。

　３　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する２項の諸記録を閲覧できます。

　４　利用者は、当該利用者に関する２項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

第６条（料金）

１　利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

２　事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月○日までに利用者に通知します。

　３　利用者は、当月の料金の合計額を翌月○日までに（　　　の方法で）支払います。

　４　事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行します。

第７条（サービスの中止）

　１　利用者は、事業者に対して、サービス提供の○時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

　２　利用者がサービス実施の○時間前までに通知することなく、サービス利用を中止する場合は、事業者は、利用者に対して「契約書別紙」に定める計算方法により料金を請求することができます。

第８条（相談・苦情対応）

　１　事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

　２　次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

　　①　事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

　　②　事業者が守秘義務に反した場合

　　③　事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第９条（契約の終了）

　１　利用者は、事業者に対して、○日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

　２　前項の規定にかかわらず、第８条第２項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

　３　事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、３０日間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

　４　事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

　　①　利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく○ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、○日以内に支払われない場合

　　②　利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合

　５　利用者の日中一時支援についての利用決定が取り消された場合、もしくは日中一時支援支給決定期間終了に伴い申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応することができることとします。

　６　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

　　①　利用者が施設に入所した場合

　　②　利用者が死亡した場合

第１０条（秘密保持）

　１　事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２　前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用者の個人情報を用いることに、利用者は同意します。

第１１条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第１２条（緊急時の対処）

事業者は、現に日中一時支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

第１３条（身分証携行義務）

　　従業者は常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第１４条（連携）

　１　事業者は、日中一時支援サービスの提供に当たっては、他の事業者や福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

２　事業者は、日中一時支援サービスの提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第１５条（本契約に定めのない事項）

　１　利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

　２　この契約に定めのない事項については、障害者自立支援法に従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

***（その他必要な事項は適宜記載すること）***

以上の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　　　　　年　　月　　日

契約者氏名

　事業者

　　（事業者名）

　　（住所）

　　（代表者名）　　　　　　　　　　　　　印

利用者

　　（住所）

　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

（代理人または立会人等）

　　（住所）

　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

契約書別紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用者個別の事項を定めます。

１　提供するサービスの内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 曜　日 | 時間帯 | 内　容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　*＊食事・入浴・提供場所・健康管理等について必要な事項も別途記載すること*

２　利用料金

　　お支払いいただく利用者負担額は、日中一時支援サービス等に要した費用の一割から十円未満の端数を切り捨てた額とします。

　*＊食事料等の実費の料金があれば記載すること*

３　キャンセル規定

　　利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

　　　・ご利用の２４時間前までにご連絡いただいた場合　→無料

・ご利用の１２時間前までにご連絡いただいた場合　→○○円

・ご利用の１２時間前までにご連絡いただかなかった場合　→△△円

事業者

　　（事業者名）

　　（住所）

　　（代表者名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

上記内容の説明を受け、了承しました。　　　　　　　　　年　　月　　日

利用者

　　（住所）

　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（代理人または立会人等）

（住所）

　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印